

# 新型コロナウイルス感染症により影響を受けている 市内事業者等への緊急支援について（第3弾）

飛騨市では、新型コロナウイルス感染拡大により市内経済に大変な影響が生じていることから、市内事業者や市民の皆様への支援として、第3弾目となる緊急支援を取りまとめました。

## 1. 背景

市では、新型コロナウイルス感染症の流行による市民生活や経済活動への影響について、市民の皆様へのきめ細かな情報発信や感染対策の啓発、学校休業に伴う生活支援等を丁寧に実施した上で、経済的に緊急度の高い宿泊事業者、飲食店の売上げ確保支援を行う第1弾、第2弾の施策を実施してきました。

しかし、経済への影響は、宿泊事業者や飲食店に留まらず、製造業、小売事業者、卸売事業者にも影響が広がり、現場の厳しさは日に日に増している状況です。

こうした中、4月3日には岐阜県知事から全県民に向けた「ストップ新型コロナ2週間作戦」のメッセージ、4月7日には政府から緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、これまで感染対策と経済対策のバランスを取りながら実施してきた売上げ確保支援とは別に、むしろ影響が長引く可能性が高いコロナウイルスの猛威に対応する新たなサービスや業態などに急ピッチで取り組んでいただく必要が生じました。

今回の経済緊急支援第3弾では、より一層の資金繰り支援策を講じつつ、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況になっても不屈の精神で新たなチャレンジを行う事業者を強力に後押しすることを主眼とし、以下の6点の施策を取りまとめました。

なお、これらの実施にあたっては飛騨市プレミアム食事券の販売開始にあわせた早期の対応が求められることから、既決予算による対応とし、不足分については今後の議会において補正予算の上程を検討します。

## 2. 支援内容

### I 新たなチャレンジを行う事業者への支援

#### ① 【新規】飛騨市新型コロナウイルス対応販売促進事業支援制度

新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上げが減少している小規模事業者等が行う自店舗の感染拡大防止策のPRや、新型コロナウイルスの影響により市民の外出が減少していることに対応したテイクアウトメニューの販促物、デリバリー（出前）の展開、期間限定誘客策等、さまざまな誘客活動の取り組みを支援し、コロナショックによる経済の停滞に対する事業者の企業努力を後押しします。

- 対象者 市内に事業所を有する全ての商工業者及び飛騨市に住民登録を有する個人（大規模店舗、フランチャイズ店舗等は除く）
- 補助対象 ① 看板や案内表示の製作費、リーフレット・チラシ等の印刷費・宣伝費、テイクアウトや出前等を始めるための備品・消耗品費等  
② 新たに出前等を展開するための配達員を雇用した場合の人件費若しくは配達を請け負う事業者への委託料
- 補助額 ① 10/10 限度額 20万円  
② 1時間当たり一人 1,000円 限度額 1日 3,000円
- 対象期間 令和2年4月15日から令和2年6月30日  
(新型コロナウイルスの影響が長期にわたる等、状況によって延長も検討)

## ② 【拡充】飛騨市起業化促進補助制度の補助率拡大

飛騨市を拠点とし、新型コロナウイルス対策を踏まえた新たな事業などを起業しようとする方を支援する制度について、補助率を1/5以内から2/3以内に拡大し、新たな事業へのチャレンジを支援します。

〔第二起業家〕

- 対象者 申請時に自らが経営する中核事業とは別事業を新たに興そうとする者
- 補助対象 起業に必要な附帯経費及び直接経費  
(※申請者の要件により条件が異なります。)
- 補助率 補助対象経費の**2/3以内(従来1/5)**に相当する額(上限額100万円)  
※飛騨市内における都市計画法に基づく用途地域の内、「商業地域」「近隣商業地域」の地域内で起業する場合、及び宿泊施設を開業する場合は、上限額が150万円となります。
- 対象期間 令和2年4月15日から令和3年3月31日  
※新規起業家補助及び店舗等賃借料補助については、従来どおりです。

## ③ 【拡充】飛騨市店舗リニューアル補助制度の補助率拡大

新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた新たなビジネスに向けた取り組みを支援するため、店舗等のリニューアルに対する補助制度の補助率を1/3以内から1/2以内に拡大し、店舗の魅力アップや新型コロナウイルス対策のための改装、他業種への転換等を支援します。

- 対象店舗 市内で1年以上営業している直接顧客と対面する商売をおこなう小売業、飲食業及びサービス業
- 対象者 ・市内に住所を有する個人又は法人  
・過去3年間に起業・空き店舗活用・創業支援等にかかる市の支援制度を受けていないこと。  
・市税等滞納がないこと。  
・周辺と調和のとれた街並み景観の形成(飛騨市都市景観条例の規定を順守)に努めること。
- 対象工事内容など
  - ① 主に接客に要する店舗部分の改造、改装に要する経費(備品購入費や設備は除く。)とし、市が認める範囲。
  - ② リニューアル工事費用が、30万円(消費税抜き)以上であること。
  - ③ 市内に本社もしくは支店・営業所を有している法人又は、市内に住所を有する個人事業主が施工するリニューアル工事であること。
- 補助率 補助対象工事費の**1/2以内(従来1/3)**とし、限度額100万円  
(ただし、市が認める宿泊業については上限150万円とする)
- 対象期間 令和2年4月15日から令和3年3月31日

## II 強力な資金繰り支援

### ④ 【新規】飛騨市コロナウイルス対策特別融資制度の創設

新型コロナウイルス感染症の影響により経営を圧迫されている個人・法人の経営安定や、新型コロナウイルス対策を踏まえた新たな事業にチャレンジする事業者の支援を目的に、利子、信用保証料の全額を市が補給する特別融資を創設し、市、金融機関、商工団体が連携して対応することで、市内事業者の資金繰りを強力に支援します。

- 対象者
  - ① 市内に住所を有する個人又は市内に本社、事業所を有する法人
  - ② 市内で1年以上継続して事業を営む方
  - ③ 市税等を滞納していない者
  - ④ 岐阜県信用保証協会の次のいずれかの保証の承諾を受けることが出来る方（普通保証、無担保保証、経営安定関連特別保証、借換保証、経営力強化保障）
  - ⑤ 新型コロナウイルス感染症により売上げが減少しており、今後の資金繰りについて商工団体又は飛騨市ビジネスサポートセンターの経営指導を受けた方
- 融資限度額 5,000万円
- 資金用途 運転資金・設備資金
- 融利率 年1.3%
- 償還期間 運転7年 設備10年（いずれも据置期間1年以内）
- 取扱期間 令和2年4月15日～令和2年6月30日（新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたる等、状況によって延長も検討）
- 助成内容
  - ・融資実行日から3年間、全額利子補給
  - ・支払った信用保証料の全額

### ⑤ 【新規】「返済ゆったり資金」に対する利子補給制度の創設

新型コロナウイルス感染症の影響により新規借入が必要となった事業者の方が、岐阜県制度融資「返済ゆったり資金」を利用された場合に、支払利子の一部を補給することにより資金繰りの円滑化を図ります。

※「返済ゆったり資金」は既存の県制度融資の借入と1本化して追加融資を実行する制度で、新規に借り入れるより月々の約定返済額の増加を抑えることが可能となります。

- 対象者
  - ① 市内に住所を有する個人又は市内に本社、事業所を有する法人
  - ② 市税等を滞納していない者
  - ③ 岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要綱に基づいて行われる、「返済ゆったり資金」融資の実行を受けた者。
- 助成内容 「返済ゆったり資金」の旧債を除く金額に対し、支払利子の年利1%相当を最長3年間補給
- 補助対象融資 令和2年4月1日から令和2年6月30日の間に実行を受けた融資（新型コロナウイルスの影響が長期にわたる等、状況によって延長も検討）

## ⑥ **【新規】「新型コロナウイルス感染症対策資金」「危機関連対応資金」に対する保証料補給制度の創設**

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営を圧迫されている個人、法人の経営安定を目的に、同ウイルス対応の県制度融資について、保証料を補給し事業者の資金繰りを支援します。

- 対象者
  - ① 市内に住所を有する個人又は市内に本社、事業所を有する法人
  - ② 市税等を滞納していない者
  - ③ 岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要綱に基づいて行われる、下記新型コロナウイルス感染症関連県制度融資の実行を受けた者。
    - 新型コロナウイルス感染症対策資金
    - 危機関連対応資金
- 助成内容 支払った信用保証料の全額（各制度融資毎に限度額 100 万円）
- 補助対象融資 令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 6 月 3 0 日の間に実行を受けた融資（新型コロナウイルスの影響が長期にわたる等、状況によって延長も検討）

※本資料に記載した施策は、市内の影響や国や県の今後の動向により、都度延長等を検討していきます。

### <担当課>

商工観光部 商工課

TEL : 0577-62-8901（直通）